

札幌市公民館の使用許可に係る審査基準

札幌市公民館の使用を許可する場合の審査基準及び申し込みに対し処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（以下「標準処理期間」という。）は本基準表による。

（審査基準表）

| 使用許可等の範囲 | 審査基準 | 標準処理期間 |
|---------------------------|--|--|
| 使用の承認 （条例第5条第1項 関係） | <ol style="list-style-type: none"> 1 使用申込書が別記1の受付期間内に提出されていること。 2 使用しようとする日、時間及び室について、使用の妨げとなる別記2に掲げる事由（使用障害事由）が存しないこと。 3 条例第10条により使用を不承認とすべき別記3に掲げる事由（使用不承認事由）が存しないこと。 <hr/> 別記1（受付期間） <ol style="list-style-type: none"> 1 体育室の使用の受付期間は、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の3カ月前の日（3カ月前の同じ日とし、同じ日がないときはその月の末日、同じ日又は末日が受付日でないときはその直前の受付日）から使用日（使用日が受付日でないときは、その直前の受付日）までの間とする。 2 体育室を除く各室の使用受付期間は、使用日の2カ月前の日（前々月の同じ日とし、同じ日がないときはその月の末日、同じ日又は末日が受付日でないときはその直前の受付日）から使用日（使用日が受付日でないときはその直前の受付日）までの間とする。ただし、体育室で行う講演会、音楽会、その他地域住民を対象とする事業に伴う出演者等の更衣、休憩、待機等のための控室として併用する必要があると認められる場合に限り、体育室と同様とする。 3 1及び2にかかわらず、次の(1)及び(2)のいずれかに該当するときの使用の受付期間は、使用日の1カ月前の日（前月の同じ日とし、同じ日がないときはその月の末日 | 原則として使用申込書の提出された日中とするが、次の(1)～(3)の場合は、それぞれに掲げるところによる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 申込者が使用承認の申込みと同時に施行規則第6条ただし書に規定する販売行為等の承認の申出をしているときは、その翌週の同じ曜日の日（その日が受付日でないときはその直後の受付日）までの間とする。 (2) 使用承認の申込みに係る日、時間及び室について先に他の者から使用承認の申込みがなされ、当該他の者の申込みに対する処理が(1)の事由その他特別の事由により終了していないときは、当該処理の終了後速やかに処理するものとする。 (3) 別記1の5により使用申込書を預けた者については、受付開始日から7日以内（7日目が受付日でないときは、その直後の受付日まで）とする。 |

、同じ日又は末日が受付日でないときはその直前の受付日)から使用日(使用日が受付日でないときはその直前の受付日)までの間とする。

(1) 国又は地方公共団体が、その職員を対象として内部的な会議、行事等を行うため使用するとき。

(2) 私企業、宗教団体、政治団体その他これらに準ずる団体が、その従業員、構成員又は役員を対象として内部的な会議、行事等を行うため使用するとき。

4 1から3にかかわらず、次の(1)から(3)のいずれかに該当するときの使用の受付期間は、使用日の6カ月前の日(6カ月前の同じ日とし、同じ日がないときはその月 月の末日、同じ日又は末日が受付日でないときはその直前の受付日)から使用日(使用日が受付日でないときはその直前の受付日)までの間とする。

(1) 国又は地方公共団体が、地域住民を対象として、住民の福祉の増進若しくは住民の交流の推進に役立つ事業又は行政サービスの一環としての説明会、臨時窓口開設等の事業(委託した事業を含む。)を行う場合

(2) 連合町内会区域以上の地域的規模を有する住民組織等の公共的な団体が、地域住民を対象として、住民の福祉の増進又は住民のコミュニティ活動の推進に役立つ事業を行う場合

(3) (1)及び(2)のほか、教育委員会(以下「委員会」という。)が特に必要やむを得ないと認める場合

5 受付期間が1及び2の場合に限り、それぞれの室の受付開始日の7日前(この日が受付日でないときは、その直前の受付日)から前日までの間(受付日でない日を除く。)に使用申込書を窓口に残しておくことができる。

この場合、当該使用申込書は、それぞれの室の受付開始日の受付開始時間に提出されたものとみなして扱うものとする。

別記2（使用障害事由）

- 1 既に他の申込者に対し使用承認（使用決定）をしている場合。なお、受付開始日の受付開始時間において、同一の日及び時間に同一の室を使用しようとする者が2以上ある場合におけるこの基準の適用に当たっては、抽選の方法により調整するものとする。ただし、当事者間の協議によることを妨げない。
- 2 受付開始日の受付開始時間において、政治団体、宗教団体とそれ以外の一般団体とが、同一の日及び時間に同一の室を使用しようとした場合は、一般の団体を優先する。
- 3 公民館の事業の実施会場として使用することとなっている場合
- 4 公民館の施設改修工事等の施工のため、一般の使用に供することが危険又は困難な場合

別記3（使用不承認事由）

- 1 条例第10条第1号に該当する場合の例
 - (1) 犯罪行為又は犯罪をたたえ、煽り、そそのかす等の行為を伴う事業を行うため使用しようとするとき。
 - (2) 暴力団又はその構成員が使用しようとするとき。
 - (3) わいせつな行為その他善良な風俗、清浄な風俗環境又は青少年の健全育成に有害であると認められる事業を行うため使用しようとするとき。
- 2 条例第10条第2号に該当する場合の例
 - (1) 硬球の球、槍、矢等を投げる、射的を行う、スパイク靴を使用する等建物の壁面、床面、窓ガラス、備品、天井等を傷つけるおそれが高い行為を伴う事業を行うため使用しようとするとき
 - (2) 危険物の使用を伴う事業を行うため使用しようとするとき。
 - (3) 料理実習室等、特に火の使用を認められている室以

| | | |
|------------------------------------|---|--|
| | <p>外の室を火の使用を伴う事業のため使用しようとするとき。</p> <p>3 条例10条第3号に該当する場合の例</p> <p>(1) 音、におい、振動等により他の使用者に耐え難い苦痛をもたらすような行為を伴う事業を行うため使用しようとするとき。</p> <p>(2) 自ら使用する実際の必要がないにもかかわらず使用承認の申込みをしている場合</p> <p>(3) ひとりで使用しようとしている場合</p> <p>(4) 冠婚葬祭のため使用しようとするとき。</p> <p>(5) 飲酒を主たる要素とする事業のため使用しようとするとき。</p> <p>(6) その他公民館の設置目的に照らし委員会が特に好ましくないと認めるとき。</p> | |
| <p>使用の条件 (条例第5条第2項関係)</p> | <p>公民館の運営上の必要から付した下記の条件に適合すること。</p> <p>1 中学生以下の生徒・児童の団体が使用するとき、保護者又はこれに代わる18歳以上の者(高校生を除く。)を同席させること。</p> <p>2 不特定多数の市民が参集する事業で使用するとき、入場料等の徴収を目的として入場券、金券、整理券等名称を問わず発行させないこと。ただし、実費程度(使用料、講師謝礼等)は、当日、参加者に負担させることができることとし、この場合、必要に応じ関係資料を添付させることとする。</p> | <p>使用承認の標準処理期間に従い、使用承認又は使用料納付と同時に処理することを原則とする。</p> |
| <p>使用料の還付 (条例第7条及び規則第4条関係)</p> | <p>次のいずれかに該当する場合は、既納の使用料を還付できる。</p> <p>(1) 使用者の責に帰することのできない事由により使用不能となった場合</p> | <p>申出のあった日から14日以内とする。</p> |

| | | |
|----------------------------------|---|--|
| | <p>(例1) 台風等の災害で広範囲で被害が予想され、使用予定者の大半が参集できない場合又はそのような事態が予想される場合</p> <p>(例2) 公共交通機関の障害等により使用予定者の大半が参集できない場合</p> <p>(2) 公益上やむを得ない事由で使用承認を取り消した場合</p> <p>(例1) 行政利用により、使用承認を取り消す場合</p> <p>(例2) 施設管理者の都合により、使用承認を取り消す場合</p> <p>(3) 使用日の5日前までに使用者から使用中止の申出があった場合で、委員会がこれについて相当の事由があると認めた場合</p> <p>(例) サークル等の講師が参加不可能となり、使用を中止せざるを得なくなった場合</p> | |
| <p>特別設備の設置等の承認 (条例第9条関係)</p> | <p>次のいずれにも該当しない場合であること。</p> <p>1 設置しようとする設備の設置又は撤去の際に、公民館の建物または備品を傷つけるおそれがあるとき</p> <p>(例) 設置の際に床面や壁面にドリル等で穴を開けて固定しなければならないもの、撤去の際に床板がはがれるおそれの高いもの等の設置は承認しない。</p> <p>2 搬入しようとする物件の形状、大きさ、重量、消費電力等が公民館の構造、容量等に適合していないとき。</p> <p>(例) 大きすぎて搬入搬出の際に出入口又は廊下の壁面を傷つけるもの、通常の使用によって公民館の電力容量を超える電力を消費するもの、その他公民館の管理運営上支障がある物件の搬入は承認しない。</p> | <p>使用承認の標準処理期間に従い、使用承認又は使用料納付と同時に処理することを原則とする。</p> |

| | | |
|------------------------------------|--|---|
| <p>販売行為等の承認 (規則第6条ただし書き関係)</p> | <p>次のいずれかに該当する場合であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 音楽会、演芸会等のプログラム、研修会等のテキスト、料理・工芸等の実習等で使用する材料等をこれらの事業の参加者に実費で頒布する場合 2 行政の指導による啓発活動に伴う販売行為等である場合 3 町内会等の住民組織、ボランティア団体その他市が支援し、又は指導・育成している団体が、委員会が公益上必要と認めたチャリティ事業を実施する場合 4 その他委員会が特に必要やむを得ないと認めた場合 | <p>申し出のあった日から、その翌週の同じ曜日の日（その日が受付日でないときは、その直後の受付日）までの間</p> |
| <p>指定管理者が管理を代行する場合</p> | <p>指定管理者が公民館の管理を代行する場合におけるこの基準の適用は、これらの基準中「教育委員会（以下「委員会」という。）」及び「委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。</p> | |